

「倉敷市総合浸水対策基本計画」（案）の パブリックコメント集約結果

「倉敷市総合浸水対策基本計画」（案）について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降及び別紙倉敷市総合浸水対策基本計画（案）（全体版）をご覧ください。

3 今後の予定

倉敷市総合浸水対策基本計画を倉敷市総合浸水対策推進協議会にて答申を受けた後、公表します。

4 参考

意見募集期間 令和5年5月15日（月）～6月14日（水）

(担当課)

倉敷市 環境リサイクル局 下水道部 浸水対策室

パブリックコメント要約版

1 案件名
「倉敷市総合浸水対策基本計画」(案)について
2 募集期間
令和5年5月15日(月)～令和5年6月14日(水)
3 趣旨・目的・背景
<p>現在、倉敷市では、「倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例」第7条に基づき、総合浸水対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、総合浸水対策に関する基本的な計画の策定を進めています。</p> <p>このたび、その計画(案)をまとめましたので、市民の皆様からご意見を募集します。</p>
4 概要
<p>近年の気候変動の影響により、大雨の発生頻度の増加が懸念されることに加え、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることができる土地が減少していることから、浸水被害の予防及び軽減を図るためには、総合的な浸水対策が喫緊の課題となっています。</p> <p>本計画では、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、総合的な浸水対策の目標を達成するために、次の4項目に分類した取組を示します。</p> <ul style="list-style-type: none">・河川及び下水道等の整備に関する事項・雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項・森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項・水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項 <p>※詳しくは別紙【概要版】をご覧ください。</p>
5 資料閲覧場所
<ul style="list-style-type: none">・市役所本庁8階浸水対策室・市役所本庁2階情報公開室・児島、玉島、水島、真備の各支所建設課・船穂、庄、茶屋町の各支所・市ホームページ
6 提出方法
<p>(1)窓口への提出</p> <ul style="list-style-type: none">・提出先 浸水対策室へ直接持参か郵送、FAX、Eメール・提出時間 直接持参の場合、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分 <p>(2)郵送</p> <ul style="list-style-type: none">・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 浸水対策室※ 6月14日(水)必着 <p>(3)FAX(086-425-5645)</p> <p>(4)Eメール(inndtn-msr@city.kurashiki.okayama.jp)</p>
7 問合せ先
環境リサイクル局 下水道部 浸水対策室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁8階 TEL;086-426-3593 FAX;086-425-5645 アドレス;inndtn-msr@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市総合浸水対策基本計画（案）

—概要版—

環境リサイクル局下水道部浸水対策室

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の背景と目的

第1章 p1~2

【全国各地】

- ・ 頻発化・激甚化する豪雨によって、大規模な水害が発生

【本市】

- ・ 河川水位等の影響を受けやすい標高の低い地域が多い
- ・ 水田地帯の宅地化の進展などにより、浸透域や湛水能力が減少

浸水被害の
顕在化・拡大化

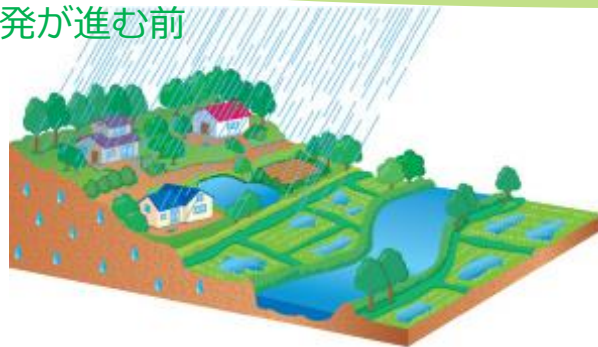
倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例 令和4年4月1日施行

第7条 市長は、総合浸水対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合浸水対策に関する基本的な計画を定めるものとする。

市、市民及び事業者が一体となって浸水対策を推進

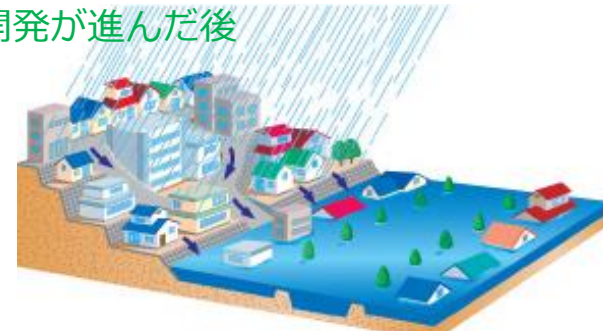
安全・安心な水害に強いまちづくりを実現

開発が進む前



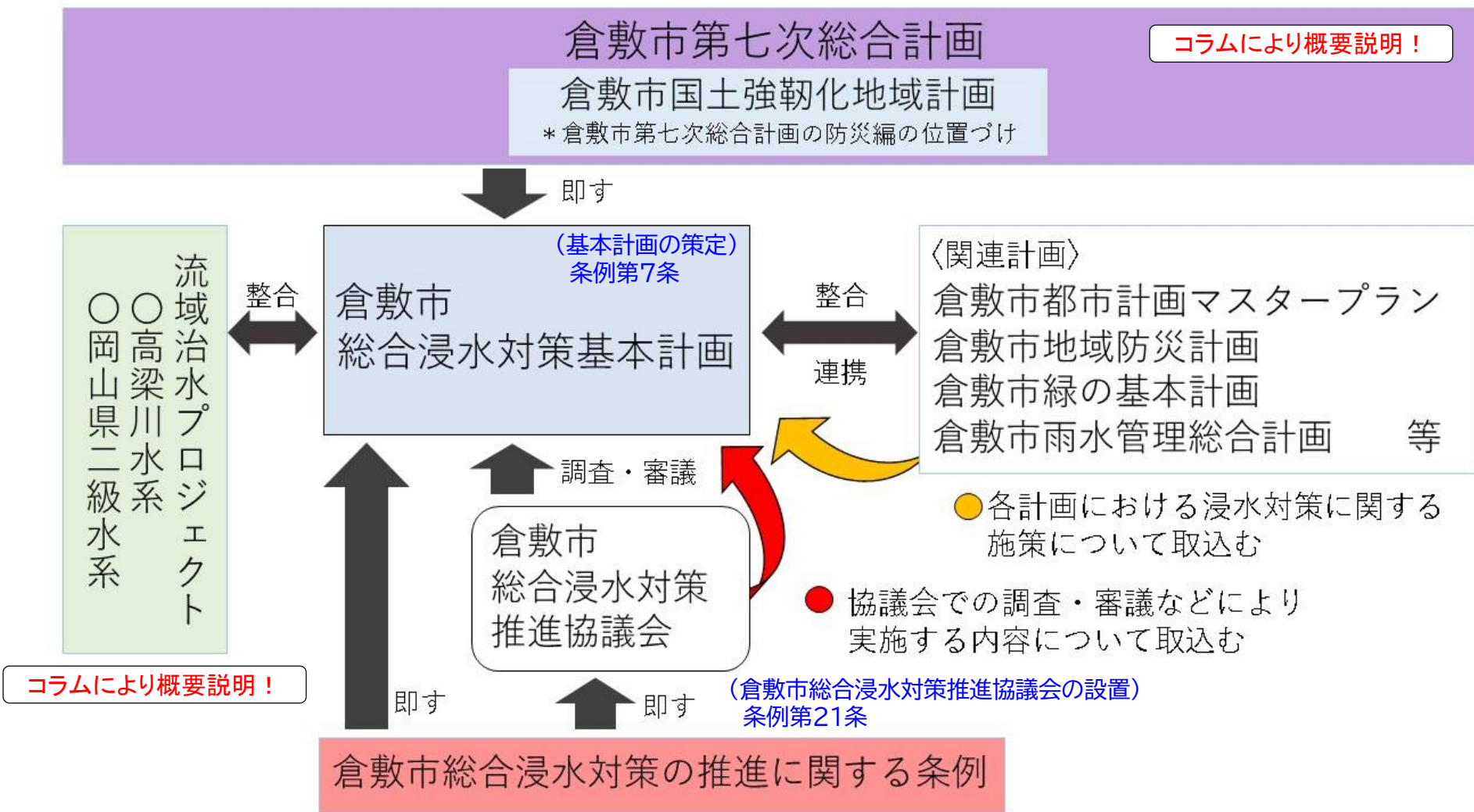
雨水の大半は地中に浸透したり、水田やため池に貯留され河川への流出は抑えられる。

開発が進んだ後



地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して河川へ流出し、浸水被害が増加する。

1 - 2 計画の位置づけ



第2章 倉敷市をとりまく状況

2-1 倉敷市の地勢等

第2章 p9~11

倉敷市街地をはじめとする平野部は地盤標高が低く、平野部を流れる河川の勾配が緩く、堤内地の地盤高が堤防より低い状況となっています。

➡ 地盤高図、河川位置図により説明しています。

2-2 倉敷市における降雨状況

第2章 p12~15

倉敷市の平均年間降水量は、ほとんど変化はありません。
しかしながら、時間最大雨量20mm以上の降雨は、増加傾向にあります。
令和4年8月21日には1時間降水量の観測史上最大（48.5mm）を記録しています。

➡ データやグラフにより説明しています。

2-3 浸水被害の発生状況

第2章 p16~23

過去の主な災害について、記載しています。

➡ 倉敷市総合浸水対策推進協議会において、「市民に浸水被害が身近に起こりうることを認識してもらおう。災害体験の記憶を風化させないために、写真なども添付し、ページを割くこと。」との意見を参考に作成しています。

現在、実施している浸水対策に関わる事業や活動について、以下の4項目に分類して記載し、それぞれの課題についてとりまとめています。

①河川及び下水道等の整備

課題

- 雨水排除の下水道整備は市域全体の一部に留まっており、整備率が低い。
- 水路・ため池内の土砂及び藻の撤去、樋門操作による事前排水等、適切な維持管理の継続と拡充が必要。
- 潮汐等の影響で雨水の排出先である河川水位が上昇し、排水不良が生じる。
- 当面は、農業用水路等の事前排水による貯留機能の確保に期待せざるを得ない。

②雨水流出抑制施設の設置の促進

課題

- 開発行為等に起因し、市内の雨水浸透域が減少している。
- 公共施設、民間施設共、貯留施設や浸透施設の積極的な導入検討が必要。
- 雨水流出抑制施設の設置を促す条例や補助制度について協力が得られるような周知広報活動が十分でない。
- 施設導入に財源の確保が必要。

③森林等の保全及び緑化の推進

課題

- 保水及び遊水機能を有する森林・農地、緑地等が年々減少している。
- 田んぼダム等の農地活用の普及促進が必要。

④水防体制の強化等

課題

- 市、市民、事業者の役割の明確化、連携の仕組みづくりを強化する必要がある。
- 浸水対策への関心を高め、水防意識を啓発するような取組を強化する必要がある。
- 防災拠点の整備、情報伝達手段の確立、防災・避難情報の共有、自主防災組織の組織率向上など、災害に対する備えをさらに充実させておく必要がある。
- 防災訓練や防災教育などを通じて、「自助」「共助」「公助」の防災理念の共有を図る必要がある。

第4章 総合浸水対策に関する基本方針及び基本事項

4-1 浸水被害の予防及び軽減のための基本方針

第4章 p49~50

- 【総合目標1: 発災時の人命確保、壊滅的被害の回避を目指す】
- 【総合目標2: 水害による財産被害を軽減する】

目標を達成するためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を果たし、協働・連携して浸水対策を進めていく必要があります。基本計画では3者の役割を明確にするとともに、目標を共有しながら、総合的かつ計画的に浸水対策を推進します。

市の役割	<ul style="list-style-type: none">● 河川・下水道等の整備や各施設の適正な維持管理により、効率的かつ迅速な浸水対策を推進する。● 市民や事業者が実施する浸水対策に対する支援、雨水流出抑制等の技術基準の策定、適切な情報提供等を行い、自助・共助の促進を図る。● 広報やその他の活動を通じ、市民や事業者に対して、浸水対策の必要性に関する意識啓発に努める。
市民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 浸水対策に関する理解と関心を深め、雨水貯留タンク設置等の流域対策や、地域における浸水対策の推進等の共助に取り組む。● 豪雨等の情報を適切に把握し、土のうや止水板の設置などの自助に取り組むとともに、非常時にあっては自らの生命を守るため、適切に避難する。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">● 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に浸水対策の推進に努める。● 新たに開発行為等を行う場合は、雨水流出抑制施設の設置などの流域対策に取り組む。

4 - 2 浸水対策の基本事項

浸水対策を、以下の4項目に分類し、項目ごとに取組を示すことで計画的な浸水対策を進めていきます。

河川及び下水道等の整備に関する事項

河川等の整備及び適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> 河川の流下能力の確保 河川の堤防・護岸強化
下水道の整備及び適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ場等の改修・新設 ポンプ場等の維持管理
既存排水施設の整備及び適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> 排水機場の改修・新設 農業用水路等の改修 農業用水路等の土砂等撤去
国・県への要請	<ul style="list-style-type: none"> 国・県管理河川等の整備及び適切な管理の要請
農業用水路等の水位等の事前調整	<ul style="list-style-type: none"> 児島湖の水位調整 農業用水路等の水位調整

森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項

森林・農地・緑地等の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 森林等の保水及び遊水機能の適切な保全・活用
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 緑化の推進

水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項

浸水被害に対する予防	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災体制の構築 水防資機材の支給・活用 市管理施設における自衛水防の推進
水防意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 水防に対する意識向上対策の実施
効果的・効率的な災害情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 水害情報の提供・周知
避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所・避難経路等の整備 市民・関係機関が連携した防災訓練の実施

雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項

公共施設における貯留浸透施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> 雨水流出抑制施設の設置 道路・駐車場等の透水性舗装化 浸透性構造物の採用
民間施設における貯留浸透施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為等における雨水排水計画の協議 補助制度活用による雨水流出抑制施設設置の推進

第5章 浸水対策に関する取組

浸水対策の目標を達成するための具体的な取組を、以下の様式にて記載しています。

項目
取組が分類されている項目です。

5-2-3 既存排水施設の整備及び適切な管理

取組 排水機場の改修・新設



SDGsのアイコン
施策に関連しているSDGsの目標です。

内容
取組の内容です。

老朽化した排水機場^{*}の設備更新等を行い、施設の機能回復を図ります。
また、排水機場^{*}の能力増強・新設を実施することにより、浸水被害の防止又は軽減を図ります。
用語集参照マーク

大西排水機場



福田呼松第2排水機場



具体的な取組
具体的な取組ごとの行動主体の役割を記載しています。

行動主体
具体的な取組ごとに率先して行動する主体を○、補助的に行動する主体を△で記載しています。

具体的な取組	行動主体			行動主体の役割						
	市民	事業者	市							
既存排水機場の更新 (ポンプ増設等)	-	-	○	市は、計画的に既存排水機場の改築・更新を実施する 倉敷市国土強靱化地域計画 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>R2実績</th> <th>R7目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水機場の機能保全計画又はポンプ更新計画の策定率</td> <td>59%</td> <td>67%</td> </tr> </tbody> </table> ◆大西排水機場、福田呼松第2排水機場、松江生姫第2排水機場	指標の名称	R2実績	R7目標	排水機場の機能保全計画又はポンプ更新計画の策定率	59%	67%
	指標の名称	R2実績	R7目標							
排水機場の機能保全計画又はポンプ更新計画の策定率	59%	67%								
排水機場の新設	-	-	○	市は、農地の湛水被害が基準を上回る地区に排水機場の新設を計画する ◆有城排水機場建設(県営事業)						

他計画の指標
上位計画・関連計画の指標を記載しています。

関連する事業
取組に関連する事業を「◆」で記載しています。

今後に向けて

浸水対策に対する各取組を着実に遂行していくためには、本計画の周知が必要となります。

市民・事業者に取組内容を十分に理解されるよう、従来の広報紙、ホームページに加え、様々な機会を利用して、周知に努めていく必要があります。

また、浸水対策を効果的・効率的に推進していくため、PDCAサイクル※による管理を行います。各取組について計画（Plan）、実行（Do）した後、進捗及び達成状況を検証（Check）、その結果を踏まえ改善（Action）を行い、計画に反映（Plan）していきます。

